

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

薩摩保護区保護司会 広報紙

2018
8月
第4号

保護司会だより

編集・発行：薩摩保護区保護司会 薩摩川内市・さつま町 薩摩川内市大小路町14番5号（薩摩川内市中央公民館内） ☎0996-41-6196 FAX 0996-41-6196

「再犯防止」は 地域の連携から



薩摩保護区保護司会
会長 田中 実

薩摩保護区は薩摩川内市とさつま町がそのエリアで、現在、法務大臣の委嘱を受けた八十三名の保護司が保護区内を五つの支部に分けて、保護司の主な役目の一つである犯罪や非行をしてしまった人たちが、スムーズに社会復帰できるように改善更生のための活動をします。具体的には、「保護観察」として罪を犯した人や非行をした人との面接を通じて、更生する為の守りごとを遵守するよう指導するほか立ち直りを助けるための生活上の助言を行ったり、福祉施設や公共施設等のご協力をいただき更生に向けて社会の一員としての意識を育て、規範意識の向上を図るために社会貢献活動の実施も致します。

また、「生活環境調整」として刑務所や少年院に収容されている人が釈放後にスムーズに社会復帰できるように帰住予定地や就業の可能性の調査、引受人との話し合いを重ね、必要な受け入れ態勢を整えます。

平成二十八年十二月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し施行されました。「再犯防止推進計画」は国民が犯罪による被害を受けることを防止し安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後五年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画です。これは検挙者に占める再犯者の割合が四十八・七パーセントにも上るため、国・地方自治体・民間が一丸となって取り組むことが重要であるとしてできた法律です。保護司としても一つの活動目的である犯罪や非行のない明るい社会づくりの啓発活動として県や薩摩川内市・さつま町と連絡を取りながら取り組んでいきたいと思っています。

このように保護司としての活動を、川内更生保護女性会・入来更生保護女性会・さつま町更生保護女性会、川内BBS会と連携を取りながら更生保護団体として薩摩川内市中央公民館の一角に設置をしていたいただきました「薩摩地区更生保護サポートセンター」を拠点として行います。

立ち直りを支える「地域のチカラ」

さまざまな問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。

BBS会

犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、指導をしています。犯罪を予防するための地域活動にも取り組んでいます。

保護司

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちの、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。

協力
雇用主

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体です。

更生保護
女性会

更生ペンギンの
ホゴちゃん®

次の様な事に利用できます。

1. 地域住民からの犯罪・非行に関する相談の窓口
2. 地域における関係機関・団体との連絡・協議
3. その他更生保護に関する活動（ご相談下さい）

所在地	薩摩川内市大小路町14番5号（薩摩川内市中央公民館内）
名称	薩摩地区更生保護サポートセンター（薩摩保護区保護司会事務局）
電話	0996-41-6196
FAX	0996-41-6196

駐在保護司の役割

田中実会長の後任として駐在保護司をしております。

駐在保護司の目的は、保護観察開始において、保護観察官が面接し正常の手続きを経て、保護観察を開始することができない場合に生ずる保護観察の空白をなくすため、その配置された所在地において、保護観察官の補助者として、保護観察官の行う保護観察の開始に関する事務及び保護観察所長の指示により処理すべきその他の事務処理に当たります。

駐在保護司の事務処理としては、一号観察と四号観察があり、一号観察では家庭裁判所が非行少年に対して、再非行の危険性があり、社会内において専門家による指導や支援が必要であると判断した場合、この対象者を一号観察対象者（保護観察処分を受けた日に十八歳未満）として保護観察処分を行います。

駐在保護司は、保護観察決定がなされた者の、保護観察に関する事務を同裁判所と連絡の上、処理します。

少年及び引受人に対し、保護観察の趣旨並びに保護監査中の心得等を説示し、保護観察官と連絡の上、保護観察所への出頭を決定して「出頭指示書」を交付し指定日に出頭するよう指示します。

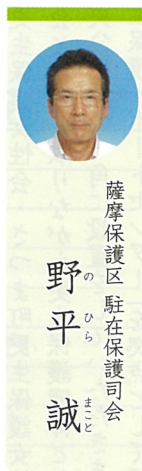
四号観察（保護観察付執行猶予者）に



鹿児島地方裁判所川内支部
鹿児島家庭裁判所川内支部
川内簡易裁判所

付された者の保護観察開始に関する事務では、裁判所において、執行猶予保護観察付の言渡しがあったとき、同裁判所と連絡の上、処理します。まずは、控訴の意志の有無を確認し、その意志のない者については、保護観察の趣旨等について説明し、事務処理を行い、保護観察所への出頭日を決定して、指定日に出頭するよう指示します。

処分決定後、裁判所内の一室で面談をしながら事務処理を行います。泣いて悔やむ人、親兄弟と疎遠になっている人、生活困窮な人、人生の悲哀を感じる人など様々です。罪を犯した人や非行のある少年の改善更生を支援し、彼らの社会復帰を担当される保護司さんのご尽力には心から敬意を表したいと思います。



薩摩保護区駐在保護司会
野平 誠

7/2

薩摩川内市／社会を明るくする運動伝達式



7/7

さつま町／社会を明るくする運動伝達式



当日は天候不良のため中学生は不参加



鹿児島県保護司会連合会長賞

犯罪に対しての考えの変化

さつま町立鶴田中学校三年

岡村 大地

みなさんは、「社会を明るくする運動」がどのような意味や目的をもって行われているか知っていますか。ぼくがこの意味や目的を知ったのは今年の七月一日に行われたその運動に参加してからでした。この運動が行われる意味は大きく分けて二つあります。

一つ目は「犯罪を防ぐため」と

いうことです。最近はいろいろな違う種類の犯罪が増加しています。これらの犯罪を、近所の人たちがつながりをよくしたり、助け合ったりして明るい地域をつくり犯罪が起こりにくい町をつくっています。

二つ目は「犯罪を犯した人すなわち犯罪者と呼ばれる人々が、罪をしっかりと償った後、帰ってこられる明るい社会をつくっておくこと」です。しっかりと罪を償った人が社会へ出てきたとき、「犯罪者」と言われながら帰る場所がない、または職に就けず、周りの人から普通ではないような目で見られてしまうということがないようにしたいということなのです。

一つ目の「犯罪を防ぐため」の意味を理解したのは昨年初めて参加した運動でした。街頭でティッシュやうちわ、パンフレットを配りながら犯罪防止を呼びかける運動でした。

二つ目の「犯罪を犯した人が罪を償い、帰って来られる明るい社会をつくる」という意味は昨年の自分には理解することができませんでした。ただ、街頭で物を配布することだけで頭がいっぱいでした。

では、なぜ今年の二回目の運動への参加で、このことを理解する

ことができたかというと、一度体験しているのに余裕があったということもありますが、自分の頭で活動の意味をさらに深く理解して地域の方たちに説明できるようになるという思いがあったからです。開会のお話のなかで、「犯罪者を温かく迎えらるる社会を築こう」という言葉が分かりやすく心にスツと入ってきました。

いざ、活動に参加すると、たくさんの方々が笑顔で配布している物を受け取って下さいました。中には、「これはどんな運動なの」と聞いて下さる人もいました。「これは犯罪を防ぎ、さらに、犯罪を犯した人を明るく迎えらるる社会をつくる運動です。」と自分の言葉で答えられるようになり、分かりやすく理解してもらえるように伝えることができたと思います。また、一緒に参加した警察官の方、地域の方々とコミュニケーションもとることができました。ただ指示されたことを一生懸命やった昨年とは違い、今年はそれに加えて心から、「明るい社会をつくれるようみんな協力していきましょ」という思いを持ちながら参加することができました。

僕は、この運動に参加してから考え方の変化に気付くことができました。それは、ニュースの犯罪

事件で犯人が捕まったということを知った時です。昨年までの僕は、犯罪を犯した人に対して、なんで人が悲しむことをしてしまったのだろう、被害者やその人に関係する人の気持ちを考えているのかというイメージだけで怖く感じ、あと何年かしたら同じ社会に出てくるんだという思いばかりを持っていた。しかし、今の僕は、このような犯罪が身の回りで起こらないため現在住んでいる地域ではどのような対策がとられているのかを考えてみたり、犯罪者は罪を償った後帰れる家があるのかと考えてみたり、明るく迎えてくれる地域で生活できるのかと考えてみたりすることが増えています。

僕が二年続けて「社会を明るくする運動」に参加したからこそ得ることができたこの考えや気付きを大切にしていきたいです。また、僕のように、考えが変化したり気づいたりできる中学生が増えればいいなと思います。僕自身も、これからの生活の中でもっとたくさんの方に気付いて、そのことを伝えていけるようにしたいです。



平成30年度薩摩保護区保護司会理事役員名簿

支部名	役職名	氏 名	学校連絡保護司
南	会 長	田 中 実	れいめい中
東	副会長	村 原 政 和	黒木小、祁答院中
東	副会長	永 山 伸 一	東郷小、東郷中
北	事務局長 サポートセンター長	福 山 義 幸	亀山小、川内北中
南	会 計	加治屋 卓 朗	平佐西小、平佐東小
北	北支部長	伊 東 正	育英小、城上小
南	南支部長	鹿子木 努	平佐西小
東	東支部長	瀬戸山 義 弘	樋脇小、樋脇中
西	西支部長	蔵 元 保 海	中津小、上甕中
さつま	さつま支部長	徳 留 昇	山崎小、山崎中

支部名	役職名	氏 名	学校連絡保護司
南	犯罪予防部長 駐在保護司	野 平 誠	川内中央中
東	協力組織部長	田 代 幸一郎	東郷小、東郷中
南	研修部長	松 元 邦 明	川内小、川内中央中
東	総務部長	初 田 健	入来小、入来中
南	社会貢献活動部長	久木野 勲	隈之城小、川内南中
北	理 事	宮 田 修 一	育英小、八幡小、川内北中
さつま	理 事	山 下 英 雄	盈進小
さつま	理 事	勝 田 俊 治	山崎小、山崎中
北	監 事	小田原 勇次郎	可愛小、川内北中
さつま	監 事	小稚八重 巳 年	宮之城小

平成30年度薩摩保護区保護司会学校連絡保護司名簿

支部名	氏 名	学校連絡保護司
南	宮 田 羊 子	永利小
南	尾 曲 祐 一	隈之城小、川内南中
南	井 上 光 男	峰山小、高江中
南	若 田 吉 朗	平佐西小、川内中央中
南	永 留 博 文	川内南中
南	藤 崎 睦 子	隈之城小
南	西 一 徳	永利小
南	右 田 健 二	川内南中
南	有 馬 貞 喜	平佐西小
南	中 内 カ ネ	川内小
南	山ノ内 文 夫	峰山小、高江中
南	吉 内 孝 徳	川内小
南	中 川 一 朗	隈之城小、れいめい中
南	軍 神 利喜男	川内中央中

支部名	氏 名	学校連絡保護司
東	中 村 健一郎	東郷小、東郷中
東	山 下 浩 一	東郷小、東郷中
東	田 島 功 輔	副田小
東	堀 内 伊津子	副田小、入来中
東	村 岡 文 正	朝陽小、入来中
東	大 田 純 一	樋脇小、樋脇中、市比野小
東	水 流 信 雄	大馬越小、入来中
東	笹 森 純 一	市比野小
東	村 上 真理子	市比野小、樋脇中
東	岡 野 龍 信	蘭牟田小
東	田 島 洋 輝	祁答院中、大妻小
東	平 林 輝 美	大妻小、祁答院中
東	北 原 一 利	上手小、祁答院中
東	木 場 宣 行	祁答院中

北	田 中 晴 樹	可愛小
北	三 浦 美 幸	育英小
北	斎 藤 治 城	八幡小
北	松 下 昭 子	高来小、平成中、城上小
北	尻無濱 一 喜	育英小
北	神 田 隆 美	育英小
北	亀 田 信 暁	水引小
北	大 村 恵美子	水引小、水引中
北	石 田 幹 雄	水引小、陽成小
北	加 藤 信 行	亀山小
北	黒 屋 善 文	亀山小
北	下 園 絹 子	陽成小
北	大 園 喜一郎	育英小、八幡小
北	檜 木 敏 文	水引小、水引中
北	山 口 就太郎	可愛小
北	中 間 則 行	水引小、水引中

西	加 来 賢 隆	手打小、海陽中
西	小 村 昌 治	鹿島小
西	下 江 伊八郎	海星中
西	野 島 秋 彦	里小、里中
西	中 野 力 丸	長浜小

さつま	久 保 敬 作	佐志小
さつま	野 崎 華 子	宮之城小
さつま	三 腰 鈴 子	盈進小
さつま	浜 崎 典 子	盈進小
さつま	柏 木 幸 平	宮之城小
さつま	中 山 幸 男	宮之城小
さつま	東 哲 雄	鶴田小、鶴田中
さつま	木 下 賢 治	中津川小
さつま	新 改 幸 一	盈進小
さつま	福 山 道 徳	求名小
さつま	水 口 憲 一	永野小、薩摩中
さつま	勝 田 俊 治	山崎小、山崎中
さつま	手 塚 良 平	流水小
さつま	堂ノ脇 一 則	盈進小